

空き店舗を利用した出店を応援します 空き店舗等利活用支援事業

空き店舗等を利用した民間事業者の新たな事業所の開設を支援

【支援の内容】

空き店舗でのお店の開設費用を補助（開設の際に1回）最大 **80** 万円

「補助金の対象経費の1/3」の額とし、上限が80万円です。

（原則、市有施設での出店は補助金の対象外です。）

【補助金の対象となる経費とは】

①お店の設計費 ②お店の工事費（改修費） ③建物購入費 ④お店の備品・設備費

○備品設備は、事業事務又は接客のために必要なもので、事業所内に据置のものに限ります。

○汎用性が高く、持ち運びが可能で補助対象事業以外にも使用可能なもの（パソコン、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等）は補助の対象外です。

【支援を受けられる方】

空き店舗を利用し、「製造業、小売店、飲食店」のお店を新たに始める方が次の方が対象

①個人事業主 ②会社法の会社 ③これから創業する方

※注意事項

○風俗営業、スナック営業、チェーン店など支援を受けられない業種があります。

○市税を滞納している方は、支援を受けられません。

○年齢制限があり、65歳未満の方に限られます。

○従業員が常駐していないものは対象となりません。

○市内での店舗の移転となる場合は、支援を受けられません。

○3年以上の事業継続が必要。継続できなかった場合は、補助金返還となります。

○事業採算性の観点から、年間200日以上営業が必要です。

○自己所有・3親等以内の親族が所有する施設での開業は、支援の対象になりません。

○補助金の交付を受けるためには、補助金の交付決定を受けた後、領収書を添えて実績報告書請求書の提出が必要です。

○宛名の無いレシートは、領収書として取扱えません。